

議会運営委員会・協議事項

平成 24 年 12 月 7 日

- 1 委員会付議案件の審査状況と本会議での取り扱いについて
- 2 名古屋港管理組合議会議員（補欠議員 1 名）の選挙について
- 3 人事案件について
- 4 地方自治法の改正に伴う関係条例の改正について
- 5 意見書等について
- 6 請願の審査結果に対する異議の申し立ての取り扱いについて
- 7 議員の派遣について
- 8 常任委員会の閉会中所管事務の調査について
- 9 その他



## 名古屋市議会基本条例の一部を改正する条例

名古屋市議会基本条例（平成22年名古屋市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「政務調査」を「調査研究」に改める。

第13条第2項中「調査研究」の次に「等」を加える。

第17条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

### 附 則

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）中地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の改正規定並びに同項の次に1項を加える改正規定の施行の日から施行する。

### （理 由）

この案を提出したのは、地方自治法の一部改正に伴い、規定を整理する必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)  
(現 行)

名古屋市議会基本条例 (抜すい)

(議会の役割及び活動原則)

第2条 (略)

2 議会は、前項の役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動する。

(1) } (略)  
(2) }

(3) 充実した審議及び調査研究  
政務調査を通して、議会の本来の機能である政策決定  
を行うため、市長等とは常に必要な緊張関係を保持する。

(会派の位置付け)

第13条 (略)

2 会派は、議員の活動を支援するとともに、政策立案及び政策提言のために  
調査研究等を行う。

(政務活動費  
政務調査費に関する基本的な考え方)

第17条 政務活動費  
政務調査費については、

用途の透明性を確保するために、領収書等の  
証拠書類を公開するとともに、政務活動費  
政務調査費による活動成果を市民へ報告する  
よう努める。

2 政務活動費  
政務調査費に関しては、別に条例で定める。この条例を制定し、又は改廃  
するときは、議会基本条例の趣旨を踏まえ、これを提出する。



名古屋市会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

名古屋市会政務調査費の交付に関する条例（平成13年名古屋市条例第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

名古屋市会政務活動費の交付に関する条例

第1条中「及び第15項」を「から第16項まで」に改め、「調査研究」の次に「その他の活動」を加え、「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第2条及び第3条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第4条を次のように改める。

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

第4条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広聴広報、住民相談、要請陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

第5条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

第6条を削る。

第7条（見出しを含む。）中「政務調査費」を「政務活動費」に、「市政に関する調査研究に資するため必要な経費として」を「第4条に定める経費の範囲に基づいて」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（透明性の確保）

第8条 議長は、第5条第1項の規定により提出された収支報告書等について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。

第9条中「政務調査費」を「政務活動費」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

## 別表

項 目	内 容
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研 修 費	1 会派が行う研修会、講演会等の実施に要する経費 2 他団体等が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
広聴広報費	1 会派が行う住民からの会派の活動、議会活動、市政に関する政策等に対する要望、意見等の聴取及び住民相談等の活動に要する経費 2 会派が行う会派の活動、議会活動、市政に関する政策等についての住民への報告に要する経費
要請陳情活動費	会派が行う要請陳情活動に要する経費
会 議 費	1 会派が行う各種会議、住民相談会等に要する経費 2 他団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
事務所・事務費	1 会派が行う活動に必要な事務所の設置及び管理に要する経費 2 会派が行う活動に係る事務の遂行に要する経費
人 件 費	会派が行う活動を補助する職員（臨時職員を含む。）を雇用する経費

別記様式を次のように改める。

別記様式

年 月 日

(宛先) 名古屋市会議長

会 派 名

代表者名

㊟

年度政務活動費に係る収支報告について

名古屋市会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定に基づき、  
別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

年度政務活動費収支報告書

会 派 名

1 収 入

(単位：円)

項 目	収 入 額
政 務 活 動 費	
利 息	
合 計	

2 支 出

(単位：円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
広聴広報費		
要請陳情活動費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所・事務費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余

\_\_\_\_\_ 円

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

## 附 則

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）中地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項及び第15項の改正規定並びに同項の次に1項を加える改正規定の施行の日から施行する。
- 2 この条例による改正前の名古屋市会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付されたこの条例の施行の日の属する月前の月分までの政務調査費については、なお従前の例による。

## （理 由）

この案を提出したのは、地方自治法の一部改正に伴い、名古屋市会における会派に対する政務活動費の交付に関し、必要な事項を定める必要があるによる。

(参 考)

新 旧 対 照 (改正案)  
現 行

名古屋市会 政務活動費  
政務調査費 の交付に関する条例 (抜すい)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項 から及び  
第16項まで 第15項の規定に基づき、名古屋市会の議員の調査研究 その他の活動 に資  
するため必要な経費の一部として、議会における会派に対し、政務活動費  
政務調査費 を  
交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務活動費  
政務調査費 は、名古屋市会における会派（所属議員が1人の場合を含  
む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第3条 政務活動費  
政務調査費 は、月額500,000円に当該会派の所属議員の数を乗じて得  
た額を会派に対し交付する。

2 (略)

3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議  
員の所属会派からの脱会若しくは除名又は議会の解散があった場合における  
これらの事由が生じた日の属する月の 政務活動費  
政務調査費 の交付については、これら  
の事由が生じなかったものとみなす。会派が解散した場合も同様とする。

4 (略)

5 政務活動費  
政務調査費 は、毎月10日に交付する。ただし、10日が、国民の祝日に関す  
る法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日又は土曜日（以下  
「休日等」という。）であるときは、その直前の休日等でない日とする。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)  
使途基準

第4条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広聴広報、住民相談、要政務調査費は、議長が定める使途基準に従って使用するものとし、市請陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

(収支報告書等)

第5条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費に係る収入及び政務調査費の支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、別記様式により議長に提出しなければならない。この場合において、当該会派の代表者は、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。

2 収支報告書及び領収書等の写し（以下「収支報告書等」という。）は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年5月6日までに提出しなければならない。ただし、5月6日が休日等であるときは、その直後の休日等でない日とする。

3 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、会派が解散（議員の任期満了による一般選挙後に同一の会派を結成する場合を除く。以下この項において同じ。）した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が解散した日の属する月までの収支報告書等を、解散した日の翌日から起算して30日以内に提出しなければならない。

(議長の調査)

第6条 議長は、政務調査費の適正な運用を期すため、前条の規定により収支報告書等が提出されたときは、必要に応じ調査を行うことができる。

(政務活動費  
政務調査費の返還)

第6条 市長は、政務活動費の交付を受けた会派がその年度において交付を受  
第7条 政務調査費

けた 政務活動費 の総額から、当該会派がその年度において 第4条に定める経  
政務調査費 市政に関する調査  
費の範囲に基づいて 支出した総額を控除して残余がある場合、  
研究に資するため必要な経費として  
当該残余の額に相当する額の 政務活動費  
政務調査費 の返還を命ずることができる。

第7条 (略)  
第8条

(透明性の確保)

第8条 議長は、第5条第1項の規定により提出された収支報告書等について  
必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途  
の透明性の確保に努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、政務活動費  
政務調査費 の交付に関し必要な事項は、

規則で定める。

別表

(略)

別記様式

(略)

(略)

年 月 日

(あて先) 名古屋市会議長

会 派 名

代表者名

印

年度政務調査費に係る収支報告について

名古屋市会政務調査費の交付に関する条例第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり 年度政務調査費収支報告書を提出します。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

年度政務調査費収支報告書

会派名

1 収 入

(単位：円)

項 目	収 入 額
政 務 調 査 費	
利 息	
合 計	

2 支 出

(単位：円)

項 目	支出額	備 考
合 計		

3 残 余

\_\_\_\_\_ 円

注 支出の項目欄には、使途基準に従って支出した項目を記載する。

備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。